

せい かつ ほ ご  
**生活保護のしおり**

とし しゅうにゆう  
年をとって、収入がない

---

びょうき しょうがい はたら  
病気や障害で、働けない

---

しゅうにゆう すく せいかつ  
収入が少なく、生活できない

---

こ ちい おも はたら  
子どもが小さく、思うように働けない

---

しゅうにゆう すく いりょうひ しはら こま  
収入が少なく、医療費の支払いに困っている

---

# 目 次

せいかつ ほ ご 生活保護とは	1
ほ ご う こくみん けんり 保護を受けることは国民の権利です	1
ほ ご う 保護を受けるうえで	2
ほ ご う てつづ 保護を受けるまでの手続きは	3
ほ ご う 保護はこんなとき受けられます	4
さいていせいかつひ 最低生活費とは	5
しゅうにゅう 収入とは	5
ほ ご しゅるい 保護の種類は	6
ほごじゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの	7
けんり ほしょう 権利として保証されること	7
ほごじゅきゅうちゅう まも 保護受給中に守っていただくこと	8
つぎ とど で 次のようなときは、すぐ届け出てください	8
ほ ご ひ へんかん 保護費の返還	9
つぎ そうだん 次のようなときは、相談してください	9
いりょうきかん 医療機関などにかかるときは	10
みんせいいいん ちくたんとういん 民生委員と地区担当員	11



# せいかつ ほ ご 生活保護とは

じんせい ねん じだい いっしょう  
人生80年の時代。一生のうちには、よいとき、わるいとき、いろいろなことがあ  
ります。けがをしたり、しごと 仕事をなくしたりして生活が苦しいとき、びょうき 病気になり医療費  
の支払いに困るとき、とし 年をとり収入が少なく生活が苦しいときなど・・・。

せいかつほご  
生活保護とは、そのようなときに自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる手  
をつくしても、せいかつ 生活ができない場合に、あなたのご家庭（世帯）の生活を援助す  
るために、いってい きじゅん したが かね もの しきゅう せいど  
一定の基準に従いお金や物を支給する制度です。

そして、いちにち はや じぶん ちから く  
そして、一日も早く自分たちの力で暮らしていけるように、また、まいにち く  
“はり”をもっていただけるようにてだすけ せいど  
手助けをする制度です。

## ほ ご う こくみん けんり 保護を受けることは国民の権利です

にほんこくけんぽう  
日本国憲法は、「すべての国民は、こくみん けんこう ふんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう  
健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有  
する」と定めており、わたし だれ せいかつ こま せいかつほごほう さだ じょう  
私たちが誰でも、生活に困ったときは、生活保護法の定める条  
件のもとで、けんり けんり せいかつほご う  
権利として生活保護を受けることができます。

せいかつ こま かた ちか じんせいいいん ふくしじむしょ そうだん  
生活にお困りの方は、お近くの民生委員、福祉事務所にぜひ相談してください。  
かんが えんじょ  
ともに考え、できるかぎりの援助をします。

せいかつほごせいど せつめい  
この「しおり」は、生活保護制度についてわかりやすく説明したものです。  
よ せいど りかい ふか  
よく読んで制度についての理解を深めてください。

## ほごう 保護を受けるうえで

もし、あなたが生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

- ◎ あなたやあなたの家族で、働ける人は能力に応じて働いてください。
- ◎ 保有する現金や預貯金は活用してください。
- ◎ 生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用してください。
- ◎ 社会保障制度（国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険など）を活用してください。
- ◎ 自動車の保有は原則として認められません。  
また、他人名義の自動車を使用することも認められません。
- ◎ 貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。
- ◎ 利用していない、または広すぎる土地、家屋などの資産は原則として処分するなど活用してください。
- ◎ ※ 親、兄弟姉妹、子どもから援助を受けることができる方は、生活保護に優先して受けてください。なお、援助可能な扶養義務者がいることによって、保護申請ができないということにはなりません。
- ◎ ★ くわしい内容については、福祉事務所におたずねください。





# 保護を受けるまでの手続きは

相談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、地域の民生委員、福祉事務所に相談してください。

申請

福祉事務所で申請手続きをしてください。

調査

申請されますと、福祉事務所の地区担当員があなたのお宅にお伺いして調査させていただきます。

●調査する主なことは

- ・家族の収入がどれくらいか。
- ・さしあたって、暮らしに必要な資産を活用する方法はないか。
- ・働いて収入を得られる道はないか。
- ・病気や障害の状況はどうか。
- ・親、兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
- ・年金、手当などの給付は受けられないか。 などです。

そのほか、必要に応じて関係機関（官公署、金融機関、保険会社など）の調査をします。

決定

調査にもとづき、国が定めている基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

※くわしくは、次のページで説明しています。

通知

保護が受けられる場合

……あなたに保護開始決定通知書を交付します。

保護が受けられない場合

……あなたに保護申請却下通知書を交付します。

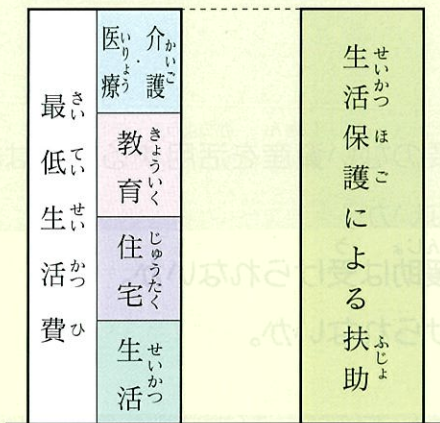
※ 保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に通知します。

# 保護はこんなとき受けられます

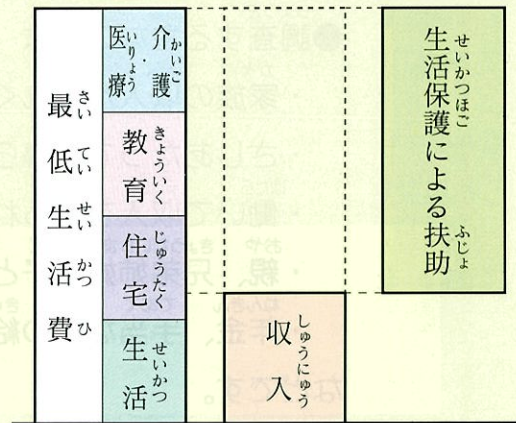
生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

## 【保護が受けられる場合】

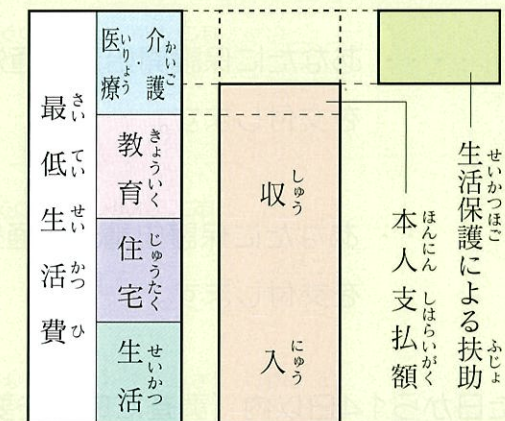
① 収入が全くない場合



② いくらか収入がある場合

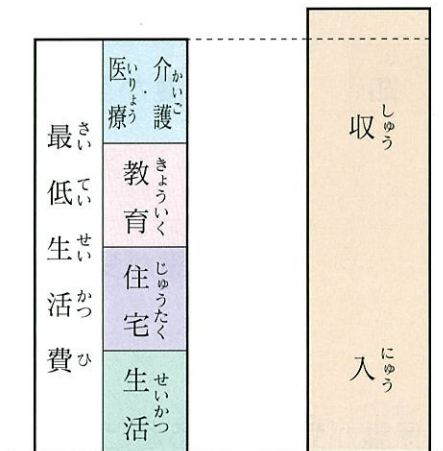


③ 収入はあるが、医療費や介護保険の自己負担の支払いができない場合



## 【保護が受けられない場合】

最低生活費を超える収入がある場合





さいていせいかつひ  
● 最低生活費とは

ぜん さいていせいかつひ せいかつ じゅうたく きょういく いりょう かいご ふじょ  
前ページでは、最低生活費を生活・住宅・教育・医療・介護の5つの扶助をあげて  
じっさい せたい じょうきょう おう ふじょ なか ひつよう そく  
いますが、実際は、あなたの世帯の状況に応じて8つの扶助の中から必要に即したか  
くに さだ せいかつほごきじゅん けいざん  
たちで国が定めている生活保護基準をもとに計算されます。

しゅうにゅう  
● 収入とは

かぞく はたら え しゅうにゅう ねんきん てあて ほか ほうりつ しきゅう  
あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の法律により支給され  
きんせん しんぞく えんじょ よちよきん ほけんきん しざん か う え しゅうにゅう  
る金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入な  
せたい しゅうにゅうぜんぶ ごうけい  
ど、世帯の収入全部を合計したものです。



## ほご しゅるい 保護の種類は

せいかつほご つぎ しゅるい ふじょ くに さだ きじゅん しきゅう  
生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます



せいかつふじょ  
**生活扶助** …… た 食べるもの、き 着るもの、でんき 電気・ガス、すいどう 水道などの日常  
ひよう のくらしのための費用



じゅうたくふじょ  
**住宅扶助** …… やちん 家賃、ちだい 地代やじゅうたく 住宅のほしゅう 補修などのひよう 費用



きょういくふじょ  
**教育扶助** …… がくようひん 学用品、きょうざいひ 教材費、きゅうしょくひ 給食費、がっきゅうひ 学級費などのぎむきょういく 義務教育など  
ひよう のための費用



いりょうふじょ  
**医療扶助** …… びょうき 病気やけがのためいしや 医者にかかるひよう 費用



かいごふじょ  
**介護扶助** …… きょたく 居宅・しせつかいご 施設介護をうけるためのひよう 費用



しゅっさんふじょ  
**出産扶助** …… さん お産をするためのひよう 費用



せいぎょうふじょ  
**生業扶助** …… しごと 仕事につくためのひよう 費用、ぎのう 技能やぎじゅつ 技術を身につけるため  
ひよう の費用



そうさいふじょ  
**葬祭扶助** …… そうぎ 葬儀のひよう 費用 (どういつせたい 同一世帯のかた 方がもしゅ 喪主をされる場合及び  
しんぞく 親族がだれ 誰もいない場合)

しょう ちゅうがっこう にゅうがくじゅんび しゅっさんじゅんび りんじてき ひつよう ひよう しきゅう  
なお、小・中学校の入学準備、出産準備など臨時的に必要な費用を支給すること  
ができますので、まえ ちくたんとういん そうだん  
ができますので、前もって地区担当員に相談してください。



## ほごじゆきゆうちゆう げんがく めんじよ 保護受給中に減額・免除されるもの

つぎ ひよう せいかつほごじゆきゆうちゆう げんがく めんじよ  
次のような費用は、生活保護受給中は減額または免除されることがありますので、  
ふくしじむしょ  
福祉事務所にたずねてください。

- こくみんねんきん ほけんりよう  
国民年金の保険料
- ほいくえん ほいくりよう  
保育園の保育料
- NHKの受信料  
じゆしんりよう
- こていしさんぜい  
固定資産税
- しちょうそんみんぜい けんみんぜい  
市町村民税・県民税

## けんり ほしょう 権利として保障されること

- ① せいとう りゆう ほごひ へ ほご う  
正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② ほごひ せいかつほご しきゆう ぜいきん さ お  
保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ③ ふくしじむしょ ほご しんせい きゃっか ほご へんこう ていし はいし  
福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、けつてい ふふく けつてい し ひ よくじつ  
決定があったことを知った日の翌日からかぞえて  
けつてい けんちじ たい ふふく もう た しんさせいきゆう  
3ヶ月以内に県知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。



## 保護受給中に守っていただくこと

- 1 生活のむだをなくし、生活の維持向上に努めてください
- 2 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください
- 3 病気の方は、早く治るよう治療に専念してください
- 4 生活保護を受ける権利を他人にゆずることはできません
- 5 収入申告書は、収入がなくとも定期的に提出してください

あなたの生活の維持、向上その他の目的で、福祉事務所が指導・指示をしたときは、守ってください。正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、やむを得ず生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

## 次のようなときは、すぐ届け出てください

- 1 家族が増えたとき、減ったとき
- 2 収入があったとき、増えたとき、また、減ったとき（高校生等、世帯全員が対象です）
- 3 家賃が変わるとき
- 4 仕事についたり、仕事が変わったり、仕事をやめたとき
- 5 健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき
- 6 年金や手当を受けるようになったとき、受けられなくなったとき
- 7 医療機関にかかるとき、かからなくなったとき
- 8 交通事故などの災害にあったとき
- 9 引っ越しをしようとするとき
- 10 長く家をあけるときのとき
- 11 その他、生活の状態が変わったとき

### （注意事項）

届け出が遅れたり、間違った届け出をしたため、余分に生活保護のお金や品物を受けたときは、その分を返していただくこととなります。



## ほごひ へんかん 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合、またはいろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費を含みます）を返していただく必要があります。

たとえば次のような場合です

- ①保有を認められない資産を売却したとき
- ②生命保険の解約返戻金や保険金を受けとったとき
- ③各種の年金、手当をさかのぼって受けとったとき
- ④交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

※ 事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還させられるほか、法律により処罰されます。

## つぎ そうだん 次のようなときは、相談してください

- 1 妊娠したとき。子どもが生まれたとき
- 2 働くために技能習得を必要とするとき
- 3 葬儀を行うとき
- 4 介護用のおむつが必要なとき
- 5 転居が必要なとき
- 6 特別に交通費が必要なとき
- 7 小・中・高等学校の入学準備費用が必要なとき
- 8 眼鏡等の医療用具が必要なとき
- 9 その他、何か困ったことがあるとき

- 1 病院・医院にかかるときは、「医療券」または「診療依頼書」が必要です。印鑑を持って福祉事務所にいでください。  
発行された「医療券」または「診療依頼書」を病院・医院に提出して受診してください。
- 2 健康保険を使える方も同様に「医療券」または「診療依頼書」の交付を受けて、保険証をそえて 病院・医院に提出して受診してください。
- 3 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください。
- 4 柔道整復（接骨院）、あん摩・マッサージ、はり・きゅうにかかる場合は、あらかじめ地区担当員に相談してください。
- 5 休日や夜間などに急病で受診するときは、福祉事務所から交付された「保護決定通知書」などにより保護を受けていることを窓口で説明して受診してください。  
なお、この場合は、後日福祉事務所に連絡してください。
- 6 修学旅行や林間学校・臨海学校など学校行事に参加するときは、福祉事務所で修学旅行等用の受給者証を交付しますので、福祉事務所へ申し出てください。
- 7 その他
  - ・「診療依頼書」などを福祉事務所に取りに来られないときは、必ず地区担当員に連絡してください。
  - ・健康診断を受けるときや診断書が必要なときは、地区担当員に相談してください。
  - ・病気が治り受診しなくなったら必ず届け出てください。

国民健康保険に加入している方が生活保護を受けることになった場合、医療費は生活保護からの全額給付となりますので、保険証を福祉事務所に返還してください。



みんせいいいん      ちく たんとういん  
**民生委員 と 地区担当員**

① 民生委員

民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。  
 生活に困った方や悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。  
 秘密を守りますので安心して相談してください。

② 地区担当員

福祉事務所の地区担当員は、家庭訪問などをして生活状況をお聞きしたり、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の力で生活できるよう助言や指導を行います。

あなたの家庭を訪問したときに、あなたが不在の場合は連絡票をおくことがあります。  
 連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

秘密を守りますので、なにか困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。



メモ

A large rectangular area with a solid black border and horizontal dashed lines, intended for writing notes. The lines are evenly spaced and cover most of the page's width and height.



メモ

A large rectangular area with horizontal dotted lines, intended for taking notes. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for writing.

